

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成18年7月14日
【発行者名】	東京グロースリート投資法人
【代表者の役職氏名】	執行役員 角替 隆志
【本店の所在の場所】	東京都千代田区九段北四丁目1番9号
【事務連絡者氏名】	グロースリート・アドバイザーズ株式会社 (旧会社名 株式会社パワーインベストメント) (注) 平成18年5月29日より会社名を上記のとおり変更しました。 取締役運用管理部長 大塚 雅一
【電話番号】	03-3238-5341
【届出の対象とした募集(売出)内国投資証券に係る投資法人の名称】	東京グロースリート投資法人
【届出の対象とした募集(売出)内国投資証券の形態及び金額】	形態:投資証券 発行価額の総額:9,500,000,000円 (注) 発行価額の総額は、本書の日付現在における、時価を基準として算出した見込額であります。但し、今回の募集の方法は、引受人が発行価額にて買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額(発行価格)で一般募集を行うため、一般募集における発行価格の総額は上記の金額とは異なります。
【安定操作に関する事項】	1. 今回の募集に伴い、本投資法人の発行する上場投資証券について、市場価格の動向に応じ必要があるときは、証券取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)第20条第1項に規定する安定操作取引が行われる場合があります。 2. 上記の場合に安定操作取引が行われる取引所有価証券市場を開設する証券取引所は、株式会社大阪証券取引所です。
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成 18 年 7 月 7 日付で有価証券届出書を提出いたしましたが、同届出書には、証券取引法第 5 条第 5 項及び特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第 12 条第 1 項により有価証券届出書に添付すべき書類とされている「投資法人の目的及び基本的性格並びに主要な経営指標等の推移」を添付していなかったため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

上記の有価証券届出書に「投資法人の目的及び基本的性格並びに主要な経営指標等の推移」を添付します。